公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 24 年６月 29 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　Ｋａｚｅ特定目的会社
　変更後の所在地　東京都港区西新橋一丁目２番９号ＥＰコンサルティングサービス内

⑵　名称　ヴェロックス・シティ・インベストメント・リミテッド
　変更後の所在地　東京都港区赤坂五丁目４番７号Ｔｈｅ　Ｈｅｘａｇｏｎ　７Ｆ

⑶　名称　ヴェロックス・パートナーズ・リミテッド
　変更後の所在地　東京都港区赤坂五丁目４番７号Ｔｈｅ　Ｈｅｘａｇｏｎ　７Ｆ

⑷　名称　オリックス不動産株式会社
　変更後の所在地　東京都港区芝二丁目14番５号

⑸　名称　カーギルインベストメンツジャパン株式会社
　変更後の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号　国際ビル４階

⑹　名称　株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
　変更後の所在地　東京都港区虎ノ門五丁目２番６号

⑺　名称　豊橋商工信用組合
　変更後の所在地　愛知県豊橋市前田町一丁目９番４

２　名称の変更のあった者
　変更前の名称　東海観光株式会社
　変更後の名称　株式会社アゴーラ・ボスピタリティー・グループ

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 24 年６月 29 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等
　エフジェイオーエフ・キューアイアイ・ツー・エルピーの業務執行組合員等である
　名称　エフジェイオーエフ・キューアイアイ・ジーピー・ツー・エルエルシー
　住所　ケイマン諸島、ＫＹ－１－1104、グランドケイマン、アグランド・ハウス、メイプルズ・コーポレートサービス・リミテッド内

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　アジア・ファイブ・エルエルシー
　住所　アメリカ合衆国コロラド州デンバー、サウス・モナコ・ストリート4350、５階、80237

⑵　名称　ジャスト　パーフェクト　インベストメント　リミテッド
　住所　パルム　グローブ　ハウス　ピ・オ　ボックス438、ロード　タウン　トゥトーラ、ブリティッシュ・ヴァージン・アイランズ

⑶　名称　スマート・ディメンション・ホールディングス・リミテッド
　住所　私書箱957、オフショア・インコーポレーションズ・センター、ロード・タウン、トルトラ島、英領ヴァージン諸島

⑷　名称　東京電力株式会社
　住所　東京都千代田区内幸町１丁目１番３号

⑸　名称　山本　正卓
　住所　東京都港区浜松町１－30－５－1402号

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成24年７月１日から平成26年６月30日まで

有権者申出方

元当局所属公証人溝口昭治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 24 年６月 29 日　　東京法務局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年５月15日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 24 年６月 29 日　　財務大臣　安住　　淳

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ピアニッシモ・プレシア・ディアス・メンソール	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	440円

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年５月29日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 24 年６月 29 日　　財務大臣　安住　　淳

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	キャスター・フロンティア・ワン・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円

公示送達

審査請求人　東京都小平市美園３－11－１
　　満枝　哲哉

上記の者に送達すべき平成22年12月29日付け審査請求に関する補正命令書は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に準じて公示する。

平成 24 年６月 29 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

上富良野演習場に係る住宅防音区域の指定に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第２条第１項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する上富良野演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認める区域（住宅防音区域）を下記のとおり指定し、補助金の交付を行うこととしたので公告する。

記

次に示す区域のうち北海道防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音区域として示す部分

北海道空知郡上富良野町東12線北、倍本農場及び第一安井牧場

備考　上記の区域は、平成24年６月29日における行政区画によって表示されたものとする。

平成 24 年６月 29 日　防衛大臣　森本　　敏

縦覧場所及び本件に関する問合せ

〒060－0042　北海道札幌市中央区大通西12丁目
　札幌第三合同庁舎
　北海道防衛局企画部防音対策課
　電話011（272）7569